

| | | |
|----------------------|--|--------------|
| 民間で運営する自立支援施設の実態と問題点 | | 令和6年7月9日 |
| | | 愛知県警察本部生活安全部 |
| 現 状 | <p>令和6年5月、当県警察では、少年（当時11歳）に油圧ショベルを運転させ廃材を運搬させた自立支援施設の経営者等を労働基準法違反等で検挙した。</p> <p>同施設は引きこもり等の自立支援を掲げ高額な入所費を徴する施設であるが、簡易施設に約30人（少年約20人）を居住させるほか、専門的知識を有する職員の配置もなく、また引きこもり等の改善プログラムの策定もないなど、支援施設とはかけ離れた悪質な施設であることが判明した。</p> <p>現在、こうした民間自立支援施設を監督する行政機関はなく、実態は未把握状態であるほか、摘発した施設も運営を継続している。</p> <p>昨今の社会情勢等から考え、今後、摘発した施設のような悪質な自立支援施設の増加が懸念される。</p> | |
| 主な問題点 | <ol style="list-style-type: none"> 1 行政機関の不介入 <ul style="list-style-type: none"> ○ 設立に当たり、許可・届出の必要なし ○ 劣悪な生活環境下でも施設運営は可能 2 少年の健全育成上に大きな障害 <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門職員もなく、改善プログラム等を行わなければ、入所者の症状悪化等のおそれ ○ 不登校少年に対し放任状態を続け、適切な教育を行わなければ、施設退所後、社会に馴染めず非行等に走るおそれ 3 少年を取り巻く環境において違法行為の常態化・潜在化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 閉鎖された施設内での違法行為であり常態化のおそれ ○ 少年、保護者における被害意識の希薄 | |
| 検 討 事 項 | <p>愛知県青少年保護育成条例第1条に規定する条例の目的「青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年を保護し、その健全な育成に寄与することを目的とする。」から考え、本条例により民間の自立支援施設の設立等を許可（届出）制度とし実態把握を図るとともに、県職員による立入調査権を定め同施設の適正な運営を促すべきではないか。</p> | |